

果実等生産出荷安定対策事業業務方法書等

平成28年5月

公益社団法人 愛知県園芸振興基金協会

制定 平成19年 7月 6日 19園産第205号
変更 平成20年 7月16日 20園産第206号
変更 平成21年 4月 3日 21園産第 9 号
変更 平成21年 7月17日 21園産第9-2号
変更 平成22年 7月12日 22園産第520-1号
変更 平成23年 7月13日 23園産第193号
変更 平成24年 7月25日 24園産第242号
変更 平成25年 5月27日
変更 平成26年 5月27日
変更 平成27年 5月26日
変更 平成28年 5月26日

目 次

第1章 総 則	(第1条～第3条)
第2章 果実需給安定対策	(第4条～第11条)
第3章 交付準備金の造成及び管理	
第1節 総 則	(第12条～第14条)
第2節 果実計画生産推進事業	(第15条～第24条)
第4章 事業の実施に対する補助	
第1節 総 則	(第25条～第32条)
第2節 果樹経営支援対策事業	(第33条～第64条)
第3節 果樹未収益期間支援事業	(第65条～第72条)
第4節 緊急需給調整特別対策事業	(第73条～第88条)
第5節 果汁特別調整保管等対策事業	(第89条)
第6節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	(第90条～第91条)
第7節 果実加工需要対応産地強化事業	
第1款 国産果実競争力強化事業	(第92条～第93条)
第2款 加工原料安定供給連携体制構築事業	(第94条～第95条)
第8節 果実輸出支援強化事業	(第96条～第97条)
第5章 その他	(第98条～第106条)
附 則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人愛知県園芸振興基金協会（以下「本会」という。）が行う果実業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 本会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁、公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）、全国果実生産出荷安定協議会（以下「全果協」という。）、愛知県果実生産出荷安定協議会（以下「県果協」という。）その他関係機関との緊密な連絡のもとに、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

(業務)

第3条 本会は、定款第4条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び果樹農業好循環形成総合対策等実施要領（平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 果実需給安定対策の推進
- (2) 果実計画生産推進事業の実施並びにそれに必要な交付準備金の造成
- (3) 緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸出支援強化事業の実施並びにこれらの事業に対する補助

- (4) 知事が必要と認める業務の実施

- (5) 本条に定める業務に附帯する業務

2 前項の業務の対象は、うんしゅうみかん、中晩かん（なつみかん、はっさく、いよかん及びネーブルオレンジをいう。以下同じ。）、他のかんきつ類（うんしゅうみかん及び中晩かん以外のかんきつ類をいう。以下同じ。）、りんご、ぶどう、なし、もも、びわ、かき、くり、キウイフルーツ並びにいちじくの果実及び果実製品（以下「果実等」という。）とする。

3 本会は、必要に応じ、果実等の消費拡大を図るための事業等を中央果実協会又はその他の団体からの受託等により実施することができる。

第2章 果実需給安定対策

(対策の内容)

第4条 本会は、関係機関との緊密な連携の下、うんしゅうみかん及びりんご（以下「指定果実」という。）について、需給の安定を図るとともに、出荷が集中した場合の影響を緩和することにより果樹園経営の安定を図るため、果実需給安定対策を実施する。

(適正生産出荷見通し及び生産出荷目標)

第5条 本会は、果実需給安定対策の適切な実施を図るため、次により策定され通知された適正生産出荷見通し及び生産出荷目標を踏まえ、指定果実の計画的な生産出荷への取組の推進指導に努めるものとする。

- (1) 農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）は、毎年、開花状況、需要見通し等を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより、全国の適正生産量並びに生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量を含む当年の適正生産出荷見通しを策定し、全果協、中央果実協会、地方農政局長等を通じ知事に通知する。
- (2) 全果協は、前号の適正生産出荷見通しが通知された場合には、都道府県ごとの生産出荷実績等を勘案して、愛知県の適正生産量並びに生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量（生食用適正出荷量にあっては、当年及び各出荷時期区分（当該年産の出荷期間を区分した期間をいう。以下同じ）の適正出荷量）を含む全国生産出荷目標を策定し、中央果実協会及び県果協に通知する。
- (3) 県果協は、前号の全国生産出荷目標が通知された場合には、県果協が定める区域（以下「産地」という。）又は区分ごとの生産出荷実績等を勘案して、産地別の適正生産量、生食用及び加工原料用の用途別適正出荷量を含む愛知県生産出荷目標を策定し、管内の農協及び愛知県経済農業協同組合連合会、農協以外に出荷している生産者組織その他指定果実を出荷している事業者又は県果協が定める者（以下「指定果実出荷事業者」という。）及び本会に通知する。

ただし、出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量は、県果協が産地の状況を勘案して定めることとした場合に限り、定めるものとする。

- (4) 指定果実出荷事業者のうち県果協が指定する者は、前号の愛知県生産出荷目標が通知された場合には、生産者ごとの指定果実の生産出荷実績等を勘案して、生産者別の適正生産量並びに生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量を含む産地生産出荷目標を策定し、管内の生産者又は県果協が定める者及び本会に通知する。

ただし、出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量は、県果協に指定された指定果実出荷事業者が、定めることとした場合に限り、定めるものとする。

(生産出荷計画)

第6条 第5条第4号により産地生産出荷目標が通知された産地の生産出荷組織及び指定果実を生産出荷している生産者（以下「指定果実生産者」という。）は、産地生産出荷目標を勘案して、別紙様式1－4により生産出荷計画を作成し、原則として産地生産出荷目標を通知した指定果実出荷事業者を通じ、会長が別に定める期日までに本会に提出するものとする。

- 2 指定果実出荷事業者は、第1項の規定により提出された生産出荷計画及び別紙様式1－5によりその総括表を本会に提出するものとする。
- 3 本会は、第1項に基づき生産出荷計画が提出された場合において、次に掲げる要件をすべてみたすときは、これを承認するものとする。
 - (1) 産地生産出荷目標に適合していること。
 - (2) 生産出荷量が、生産出荷計画の予定生産量及び用途別の予定出荷量となるよう調整するための措置を適切に講じることとしていること。また、産地生産出荷目標に出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量が示されている場合には、その出荷時期区分ごとの生食用予定出荷量となるよう調整するための措置を適切に講じることとしていること。
 - (3) 特別出荷調整の実施計画が、産地生産出荷目標に定めた指定果実生産者ごとに実施すべき特別出荷調整の生食用適正出荷量を上回らないものであること。
 - (4) 特別摘果を実施する場合には、その実施計画が、産地生産出荷目標に定めた指定果実生産者ごとに実施すべき特別摘果の面積を下回らないものであること。
- 4 前項の承認を受けた生産出荷組織が、産地生産出荷目標の範囲内で生産出荷計画に定めた各構成員の予定生産量又は予定出荷量を変更した場合は、産地生産出荷目標を通知した指定果実出荷事業者に変更後の生産出荷計画を提出するものとする。

（計画的生産出荷の取組）

第7条 指定果実生産者は、本会が承認した生産出荷計画に即して、次の各号に定めるところにより、計画的生産出荷のための生産量及び出荷量の調整に取り組むとともに、摘果等の実施状況を記録した作業記録簿及び出荷・販売台帳の作成、出荷伝票の保存等を行うものとする。ただし、選果場、出荷事業者等からの情報又は既存の資料によって必要な事項が確認できる場合にはそれらをもって代えることができる。

- (1) 生産出荷計画に即して、特別摘果その他の生産量の調整及び用途別の適切な仕向その他の出荷量の調整を実施すること。
 - (2) 第16条の計画生産推進基本計画に即した計画的生産出荷を実施すること。
 - (3) (1)及び(2)の取組状況について、指定果実生産者が相互に確認し合うこと。
 - (4) 生産出荷組織においては、自主的に構成員相互の巡回、(1)及び(2)の取組状況の取りまとめ等に努めること。
- 2 指定果実出荷事業者は、次により前項の取組が適切に実施されるよう努めるものとする。

- (1) 現地講習会を実施する等的確な指導を、自ら、若しくは他の指定果実出荷事業者と協力して行うこと。
 - (2) 指定果実生産者を訪問し、ほ場の巡回（原則として、うんしゅうみかんについては特別摘果を実施する場合には、その終了後1回以上及び熟期の異なる品種ごとの収穫作業の開始前の1回以上、りんごについては熟期の異なる品種ごとの収穫作業の開始前の1回以上実施。）、作業記録簿の内容とほ場の状況との照合、出荷・販売台帳と出荷伝票との照合、聴き取り等により計画的生産出荷の取組の実施状況を確認し、その取組が不十分な場合には、追加的な摘果計画の作成及び当該計画の実施状況の報告等必要な指導を、自ら、若しくは他の指定果実出荷事業者と協力して行うこと。
 - (3) 指定果実生産者に対する指導の実施状況、ほ場の巡回計画及び確認結果について定期的に取りまとめ、別途定める様式により本会に報告すること。
- 3 本会は、指定果実出荷事業者及び指定果実生産者を訪問し、前2項の取組の実施状況を確認するとともに、生産出荷計画に即して摘果等による生産量の調整又は出荷量の調整が実施されていないことが確認された場合には、直ちに、県果協に通知するものとする。
- 4 前項の確認は、農業共済組合の果樹共済の損害評価員等果樹生産について知見を有する者にその一部を委嘱して実施することができる。

(長期的な取引契約)

第8条 果実需給安定対策の適切な実施のため、指定果実出荷事業者は、果実加工業者との加工原料用果実の長期的な取引契約の締結に努めるものとする。

(需給不均衡が懸念される場合の措置)

第9条 本会は、生産出荷目標の策定後に天候が大きく変化したこと等によって、指定果実について、品質が著しく向上し予想を上回る需要の増加が見込まれる場合、品質が著しく低下し予想を上回る需要の減退が見込まれる場合等であって、次により当初の生産出荷目標等の変更が行われたときには、それを踏まえて指定果実の計画的生産出荷を推進するものとする。

なお、(1)から(3)に掲げる変更を行った場合には、第5条に準じて当初の生産出荷目標を通知した者に順次通知するものとする。

(1) 県果協の構成員による協議を経た上で、全果協から通知された愛知県の適正生産量又は適正出荷量の範囲内で、産地ごとの適正生産量又は適正出荷量の変更を行うこと。

また、産地別の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の変更は、県果協の構成員による協議を経た上で、当該県の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の範囲内で行うこと。

(2) 全果協の構成員による協議を経た上で、次に掲げる変更を行うこと。

ア 全国の適正生産量又は適正出荷量の範囲内で、都道府県ごとの適正生産量又は適正出荷量の変更を行うこと。

また、都道府県別の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の変更は、全果協の構成員による協議を経た上で、全国の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の範囲内で行うこと。

イ 次に掲げる場合に、原則として全国の適正出荷量の3%の数量の範囲内で全国の加工原料用適正出荷量の変更を行うこと。

(ア) 全国の予想出荷量が適正出荷量を上回ることが見込まれ、加工原料用適正出荷量を増加させる場合（全国の生食用適正出荷量の増加を伴わない場合に限る。）

(イ) 全国的な品質の低下等による生食用の需要の減少等が見込まれ、加工原料用適正出荷量を増加させる場合

(3) (1)又は(2)のいずれにも該当しない場合に、全果協が、生産局長と協議の上、全国の適正生産量又は適正出荷量の変更を行うこと。

2 本会は、指定果実の需給が著しく均衡を失し、その安定的な生産及び出荷を図ることが特に必要と認められる場合であって次に掲げるとときに、第5条第1項第1号の適正生産出荷見通しに代えて、うんしゅうみかんにあっては果振法第4条の3及び「果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（昭和60年7月1日付け60農蚕第3664号農林水産事務次官依命通知）第4の2に基づく生産出荷安定指針が、りんごにあっては生産出荷指導指針（以下、両指針をあわせて「指針」という。）が策定されたときは、それを踏まえて指定果実の計画的な生産出荷を推進するものとする。

(1) 第5条第1項第1号の適正生産出荷見通しを策定する時点で、全国の予想生産量が適正生産量を上回ると見込まれる場合又はその後に天候が大きく変化したこと等により全国の予想生産量が適正生産量を上回ると見込まれる場合であって、当該予想生産量の適正生産量を上回る量が原則として全国の適正生産量の10%の数量に達し、生産量の調整を強化することが必要なとき。

(2) 第5条第1項第1号の適正生産出荷見通しを策定した後に天候が大きく変化したこと等により、全国の予想出荷量が適正出荷量を上回ると見込まれる場合又は全国的な品質の低下等による著しい生食用の需要の減少等が見込まれる場合であって、加工原料用出荷量の増加見込量が原則として全国の適正出荷量の6%の数量に達し、出荷量の調整を強化することが必要なとき。

（生産出荷実績等の報告）

第10条 指定果実生産者は、別紙様式1-6により生産出荷実績報告書を作成し、原則として生産出荷計画を提出した指定果実出荷事業者を通じ、本会に提出する。この際、指定果実出荷事業者は、別紙様式1-5の総括表を添付するものとする。

2 本会は、生食用及び加工原料用の用途別の出荷実績を確認するため、第1項の生産出

荷実績報告書を精査するとともに、必要に応じ、出荷・販売台帳との照合、指定果実生産者、指定果実出荷事業者、生産者・生産出荷組織、農協、市場等に対する聴き取り調査を実施する。

(推進指導)

第11条 本会は、管内の計画的生産出荷の取組の実施状況の把握及び指導に努めるとともに、関係機関に対し、果実需給安定対策の的確な実施に必要な情報の提供及び助成を行う。

第3章 交付準備金の造成及び管理

第1節 総則

(交付準備金の造成及び管理)

第12条 本会は、第3条第1項第2号の果実計画生産推進事業について、第2節に定めるところにより、負担金、補助金等により交付準備金を造成する。

- 2 中央果実協会から交付を受けた出資金は、その全額を他の財産と区分して管理する。
- 3 交付準備金は次に掲げる方法により管理する。
 - (1) 理事会の議決を経て定めた金融機関への預金
 - (2) 国債、地方債その他理事会の議決を経て定めた有価証券の取得
- 4 本会は、交付準備金について、その事業の業務対象年間の終了をもって、又は、対象期間の期中において、これを解消し、負担金の納付者及び補助金の交付者への返納等資金の整理を行うことができる。
- 5 交付準備金の運用により生じた利益は、交付準備金に繰り入れるほか、中央果実協会と協議の上承認された使途に充てることができる。
- 6 交付準備金の運用により生じた利益をもって造成された特別基金等は、中央果実協会との協議の上、取り崩すことができる。
- 7 前項の特別基金等の運用により生じた利益は、第1項に掲げる事業に係る事務費、管理費及び借入金の利息の支払いに充てることができる。

(補給金等の借入れ)

第13条 本会は、その保有する交付準備金の全額を使用して、なお支払うべき補給金等がある場合には、その財源に充てるために基本財産の額を限度として借入れを行うことができる。

- 2 前項の借入れの償還は、中央果実協会以外の会員の負担において行い、早期に償還する。

(補給金等の不交付及び返還)

第14条 本会は、補給金等を交付された者が、故意又は重大な過失により、国の法令、要綱、要領、中央果実協会の業務方法書及びこの業務方法書の定めるところに違反した場合には、補給金等の全部又は一部を交付しないものとする。この場合において、既に交付した補給金等があるときは、当該補給金等を返還させることができる。

第2節 果実計画生産推進事業

(事業の内容)

第15条 本会は、指定果実の計画的生産出荷を促進するため、計画的生産出荷の指導及び第9条第2項の指針が策定された場合の計画的生産を促進するための措置を講じる者に対し、補給金を交付する。

(計画生産推進基本計画)

第16条 本会は、計画生産推進基本計画を作成し、あらかじめ知事と調整の上、中央果実協会に提出し、承認を受ける。この計画を変更する場合も同様とする。

(計画生産推進資金の造成及び管理)

第17条 本会は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者からの負担金、中央果実協会、愛知県等からの補助金により、計画生産推進資金を造成する。

2 本会は、前項の資金について、指定果実の種類ごとに区分して管理を行う。

(負担金の納付)

第18条 本会は、負担金の単価を定め、指定果実出荷事業者に通知する。

2 前項の負担金の納付期限は、会長が定める日とする。

3 会長は、前年度の終了時点において指定果実出荷事業者の負担金により造成した資金に剩余金がある場合には、理事会の承認を受けて、負担金を減額することができる。

4 本会は、指定果実出荷事業者が納入期限までに負担金を納付しない場合には、当該納付期限の日から、その納付を完了した日の前日までの日数により、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。

5 指定果実出荷事業者は、この協会に納付すべき負担金につき、相殺をもって、本会に対抗することができない。

(愛知県の補助金の申請)

第19条 本会は、愛知県に対して、愛知県園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12園産第194号農林水産部長通知。以下「愛知県補助金等交付要綱」という。）により、補助金の申請を行う。

(中央果実協会の補助金の申請)

第20条 本会は、中央果実協会に対して、第16条により承認された計画及び負担金等による資金の造成が行われていること、又は造成が確実と見込まれることを証する書類を添付して、補助金の申請を行う。

(補給金の交付)

第21条 本会は、計画的生産出荷を推進する指定果実出荷事業者に対し、計画的生産出荷を促進するための取組を行う場合に必要な経費であって、別表1に定めるものについて補給金を交付する。

2 補給金の限度、交付条件等については、中央果実協会が別途定める業務実施方針及び業務実施規程に基づき、会長が定める。

(計画生産推進計画)

第22条 補給金を受けようとする指定果実出荷事業者は、別記様式1-1によりあらかじめ計画生産推進計画を作成し、本会に提出する。この場合、指定果実出荷事業者の上部団体がその構成員の作成した計画をとりまとめ、本会に提出することができる。

2 本会は、次に掲げる要件のすべてをみたしていると認められる場合には、これを承認し、中央果実協会に報告する。計画を変更する場合も同様とする。

- (1) 愛知県生産出荷目標に即していること。
- (2) 第16条により承認された計画生産推進基本計画に即していること。
- (3) 中央果実協会の定める業務実施方針及び業務実施規程に即していること。

(補給金の交付申請)

第23条 補給金の交付を受けようとする指定果実出荷事業者は、別記様式2-1により本会に申請する。

2 本会は、前項の申請内容を審査の上、補給金を交付することが適當と認められる場合には、速やかに交付する。

(実績の報告)

第24条 本会は、事業終了後、実績報告書を作成し、中央果実協会及び知事に提出する。

第4章 事業の実施に対する補助

第1節 総則

(事業の実施に対する補助)

第25条 本会は、第3条第1項第3号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸出支援強化事業及び自然災害被害果実加工利用促進等対策事業を実施する者に対して、補助する。

(事業実施計画の承認)

第26条 前条の事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、各事業ごとに別記様式7及び参考様式5号に定めるところにより、事業実施計画を作成し、本会に提出する。

- 2 本会は、事業実施者から提出される事業実施計画を審査し、適當と認める場合には、知事と調整し、中央果実協会と協議の上、承認する。
- 3 本会は、前条の事業を実施しようとする場合には、事業実施計画を作成し、中央果実協会の承認を受ける。
- 4 事業実施計画を変更する場合は、第1項及び第3項に準じて行う。

(実績の報告)

第27条 本会は、事業終了後、事業実施者から提出される事業の実績の報告について取りまとめ、自ら実施した事業の実績の報告と合わせて、中央果実協会に報告する。

(補助金の申請及び交付)

第28条 本会は、事業実施者からの補助金の申請及び自らの事業に係る補助金の申請を取りまとめ、中央果実協会に補助金を申請する。

- 2 本会は、中央果実協会から補助金が交付された後、すみやかに事業実施者に係る補助金を当該事業実施者に交付する。

(補助金交付の際に附する条件)

第29条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、要綱

、要領、中央果実協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。

(2) 前各号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件

(補助金の返還)

第30条 本会は、事業実施者が、交付された補助金の扱いに関し前条第1号の規定に違反し、又は補助金の管理に関し重大な過失を犯したときは、事業実施者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金)

第31条 本会は、前条に基づき事業実施者に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させる。

(補助対象となる経費及び補助率)

第32条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表2から別表9に定めるところによる。

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第33条 果樹経営支援対策事業（以下第2節において「本事業」という。）は、競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画（要領第2の1の(1)のアの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。）に基づき、支援対象者（要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者をいう。以下同じ。）が行う支援の対象となる取組（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組をいう。以下同じ。）に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(支援対象となる扱い手)

第34条 要領第2の1の(1)のイの表の（1）の支援対象者の欄の①の「産地計画において扱い手と定められた者」は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、果樹園経営計画認定者（果振法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。）その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において扱い手と定められた者をいうものとする。

(中央果実協会が特認する支援対象者)

第35条 要領第2の1の(1)のイの表の(1)の支援対象者の欄の④の「要綱第3の1の事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な農地に係る取組を行うと中央果実協会が認める者をいうものとする。

2 要領第2の1の(1)のイの表の(2)の支援対象者の欄の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第36条 整備事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)の取組をいう。以下同じ。）の支援の対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のアの改植又は高接の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 優良品目・品種への転換の改植とは、果樹の樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種（要領第2の1の(1)のイ又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目又は品種をいう。以下同じ。）の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合（以下「移動改植」という。）、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実に行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合（以下「補植改植」という。）及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植（第3節を除く。）とみなす。

イ 優良品目・品種への転換の高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいうものとする。

ウ うんしゅうみかんの早生種及び極早生種を転換先とする場合は、転換元をうんしゅうみかんの早生種及び極早生種に限るものとする。また、原則として、早生種から極早生種への転換は対象としない。

エ 転換元と同じ品種への転換は対象としない。ただし、りんごのわい化栽培その他の生産性向上が期待される技術を導入する場合など中央果実協会が実施細則に定める場合にあってはこの限りではない。

オ 転換後の果樹園は、当該地域における栽培として通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度で植栽するものとする。

カ 補植改植を行う場合にあっては、既存樹の伐採までの間、既存樹の整枝等を適切に

行うものとするとともに、植栽の翌々年度までに既存樹を伐採するものとする。

(2) 小規模園地整備（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のイの取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壤土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 小規模園地整備の園内道の整備は、園内作業道であって、舗装等を施し、スピードスプレイヤー、軽トラック、多目的作業車、小型運搬車等の省力化機械の導入が可能な道路を整備するものとする。

イ 園内道の整備については、かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農蚕園芸局長通知）に準じて行うものとする。

この場合、農作業上の安全性の確保に留意しつつ、費用対効果にも配慮して計画及び設計するものとする。

ウ 小規模園地整備を行う場合は、事業実施地区全体の土地基盤整備の計画等他の計画に留意しつつ、事前に市町村の関係部署及び関係機関と十分な調整を行うものとする。

(3) 廃園（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 廃園は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、跡地に果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等、跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。

イ 間伐を目的とした伐採は対象としないものとする。

(4) 用水・かん水施設の整備（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のエの取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。

(5) 中央果実協会特認事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により中央果実協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備

イ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、廃園面積の範囲の中で行う果樹の植栽（以下「特認植栽」という。）

ウ 産地協議会が必要と認める防霜設備、防風設備の整備

エ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、産地において普及すべき品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で行う植栽（以下「新植」という。）

(推進事業)

第37条 推進事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

- (1) 労働力調整システムの構築（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のアの取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあっせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。
- (2) 担い手支援・園地情報システムの構築（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
 - ア 担い手支援・園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な品質の管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。
 - イ 荒廃園地発生抑制のための体制の構築等に必要となる資機材の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。
- (3) 大苗育苗ほの設置（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。
 - ア 改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。
 - イ 新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するものとする。
- (4) 新技術等の導入・普及支援（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のエの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
 - ア 新技術等の導入支援は、生産現場において普及率が低く、今後普及させることが望ましい技術の導入のための、実証及び定着・標準化のための技術研修会・講習会、異分野とのマッチングに向けた取組を行うものとする。さらに、ＩＣＴ機器等については、産地の技術革新に向け、当該機器を活用した異分野の新技術の実証を行う場合に導入するものとする。
 - イ 実証ほ等の規模は、当該技術の技術的・経営的検討を行うために必要な最小限の規模とする。
- (5) 販路開拓・ブランド化の推進強化（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のオの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 販路開拓の推進強化は、今後振興すべき優良品目・品種を対象として、品質基準の設定等を通じた全国ブランドの構築を含め、ブランド化（他の地域、他の品種と差別化が図られて販売されることをいう。以下同じ。）の推進強化を図り、販路開拓を行うための調査、展示会等の活動を行うものとする。

イ 販路開拓・ブランド化の推進強化は、産地計画に基づき、将来を見通した流通販売戦略を基本として行うものとする。

ウ ブランド化の推進強化のために必要となる測定機器等の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

(6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証（要綱第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のカの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 輸出用果実の生産・流通体系の実証は、輸出先国及び地域の残留農薬基準や検疫措置等の輸入条件に適合した果実を生産・流通するための実証試験の実施、モデル防除暦の作成、病害虫防除研修会の開催、輸出専用園地の設置、GAP・トレーサビリティ手法の導入等を行うものとする。

イ 実証ほの規模は、当該技術の検討を行うために必要な最小限の規模とする。

（関係機関等との調整）

第38条 推進事業を行う場合は、事業実施地区における他の類似の事業の計画に留意しつつ、事前に関係部署及び関係機関等と十分な調整を行うものとする。

（推進指導体制等）

第39条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1) 要綱第3の1の(6)のアの(イ)の都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、本会は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(2) 要綱第3の1の(6)のアの(ウ)の産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(3) 特に、定額の事業にあっては、正確な面積の把握に、定率事業にあっては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする。

(4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。

(5) 要領第2の1の(5)により支援対象者からチェックシートの提出があった場合には生

産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。

- (6) 産地パワーアップ事業（産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）に定める事業をいう。以下同じ。）が実施されるに際し、本会は、都道府県に対し、必要な助言等を行うよう努めるものとする。

(整備事業の対象果樹園の要件)

第40条 整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。

- (1) 原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園、廃園を行う果樹園については、この限りではない。
- (2) 整備事業の実施年度まで過去5年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあっては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、産地協議会が必要と認める果樹園、又は、新植を行う土地、移動改植先の土地、廃園見合いの改植先の土地にあっては、この限りではない。
- (3) 原則として、当該果樹園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が、当該果樹園に係る生産者と第三者（地方公共団体を含む。）との間において整った果樹園でないこと。

(整備事業実施の要件)

第41条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 要領第2の1の(2)のア及びイに掲げる要件。ただし、実施細則に定める場合にあってはイに掲げる要件については、この限りではない。
- (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（廃園の取組を除く）。
 - ア 担い手が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（特認植栽の改植先及び新植の場合に限る。）であること。
 - イ 農地中間管理機構が保全管理している土地であること。
 - ウ 整備事業実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の欄の「事業実施主体」として中央果実協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後2年内に担い手に集積されることが確実な園地であること。
- (3) 改植、高接、廃園、土壤土層改良、特認植栽又は新植を実施する場合にあっては実績面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。ただし、自然災害によ

る被害を受けた場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。

(4) 改植のうち補植改植を実施する場合にあっては、次の全ての要件をみたしていること。

ア 愛知県の栽培指針等により、対象としようとする品種又は当該品種が属する品目にについて、補植改植の方法や通常の収穫をあげうるものであることが示されていること。

イ 産地計画において補植改植の対象とする品種として記載されていること。

(5) 新植を実施する場合にあっては、次の全ての要件をみたしていること。ただし、実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

ア 種苗法に基づく品種登録から概ね10年以内の品種又は産地での栽培実績が概ね10年以内の品種（実施細則に定める優良系統を含む。）であって、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。

イ 新植を実施することにより当該産地における当該品目の事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らないこと。

(6) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水施設の整備、及び、特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合にあっては、受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上であること。

(7) 廃園を実施する場合にあっては、産地計画に定める産地の範囲内における廃園面積と同等以上の面積の果樹園が、原則として廃園の実施年度の翌年度までに、産地内（同一都道府県内の他の産地協議会との間で調整を行う場合にあっては調整先の産地内を含む。）の担い手に集積されることが確実であること。ただし、極早生うんしゅうみかんを植栽してある果樹園を廃園する場合にあっては、この限りではない。

(8) 極早生うんしゅうみかんを植栽してある果樹園を廃園する場合にあっては、当該品種が産地計画に廃園の対象である旨、位置づけられていること。

(9) 土壌土層改良、傾斜の緩和を実施する場合には、それぞれ土壌土層の物理的な改良、面的な傾斜の緩和を主たる目的とし、原則として重機を用いた土木工事であること。

(10) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。

ア 国の補助事業による整備が困難であること。

イ 原則として支援対象者が果樹共済に加入していること。

ウ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

(推進事業実施の要件)

第42条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が要領第2の1の(2)のアに掲げる要件を満たしていること。
 - (2) この事業の支援を受けようとする者が要領第2の1の(2)のウに掲げる要件を満たしていること。ただし、中央果実協会が実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。
 - (3) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。
- 2 要領第2の1の(2)のエの要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央果実協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済の加入率が、当該推進事業を実施する者の主たる事務所が所在する都道府県の加入率以上でない場合にあっては、果樹収穫共済の加入率向上を目標として加入推進体制が整備され、加入推進を図るための活動計画や加入目標について関係者の合意形成を行う等により加入率向上のための取組が行われているものとする。

(整備事業の実施計画の手続き)

第43条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱第3の1の(7)により整備事業に係る果樹経営支援対策事業整備実施計画(以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、参考様式1号により、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業実施計画が適切であると認められるときは、これをもとに参考様式3号により産地総括表を作成し、整備事業実施計画と併せて産地協議会に提出する。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、当該整備事業計画について、第52条により、参考様式2-1号、参考様式2-2号及び参考様式7号により事前確認を行うものとする。
- (4) 産地協議会は、事前確認後、整備事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表を添付して、参考様式5号により整備事業実施計画を本会に提出する。
- (5) 本会は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第2号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央果実協会と協議するものとする。なお、この場合において、中央果実協会特認事業、中央果実協会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。
- (6) 本会は、中央果実協会から承認の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して第2号の生産出荷団体に通知するものとする。
- (7) 生産出荷団体は、前号の通知があったときは、速やかに第1号の整備事業支援対象者

に通知するものとする。

- (8) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合（農地中間管理機構を含む。）は、産地協議会に整備事業実施計画を提出するものとし、第3号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。
- (9) 第5号の知事との協議は、知事への整備事業実施計画の審査事務の依頼をもって代えることができるものとする。
- (10) 整備事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて参考様式9号により計画の変更を行うものとする。ただし、ウの場合には、第5号から第7号までのうち本会と中央果実協会及び知事との協議に係る手続きは必要としないものとする。
 - ア 都道府県総括表の事業費の総額又は補助金の総額の30%以上の増加
 - イ 都道府県総括表の整備事業に掲げる事業メニューの中止
 - ウ ア及びイの場合以外における、対象者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の30%以上の増加

（推進事業の実施計画の手続き）

第44条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、要綱第3の1の(7)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を参考様式4号により作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された推進事業実施計画が、産地計画に照らして適切であると認められるときは、参考様式5号により本会に提出するものとする。
- (3) 本会による承認等の手続きは、前条第5号、第6号及び第9号に準じて行うものとする。
- (4) 本会は、前条第6号に準じて推進事業実施計画を承認した後、速やかに産地協議会を経由して第1号の推進事業支援対象者に通知するものとする。
- (5) 第1号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域などの場合においては、産地協議会を経由しないで本会に提出することができるものとする。
- (6) 推進事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。
 - ア 事業費の総額又は補助金の総額の30%以上の増加
 - イ 推進事業に掲げる事業メニューの中止

（中央果実協会特認事業及び同特認団体の精査）

第45条 第43条又は第44条において、本会が、中央果実協会特認事業、中央果実協

会特認団体を中央果実協会に承認申請する場合にあっては、真に産地構造改革に必要なものであるか等について精査するものとする。

(事業計画提出時の産地計画の添付)

第46条 第43条又は第44条において、産地協議会が本会に整備事業実施計画又は推進事業実施計画を提出する際には、産地計画を添付するものとする。ただし、すでに産地計画を提出していて、その後改正がない場合にあっては、産地計画の作成年月日、目標年度及び産地協議会名が分かる資料を添付することもって代えることができる。

(補助金の交付の申請)

第47条 要綱第3の1の(8)のアの(ア)及び(イ)の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を参考様式10号又は参考様式11号により本会に提出するものとする。
この場合、補助金の交付を受けようとする支援対象者が生産出荷団体に所属している場合は、生産出荷団体を経由して提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、前号により支援対象者から交付申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、これを取りまとめて、本会に提出するものとする。
- (3) 本会は、前号により生産出荷団体から交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容が整備事業実施計画、推進事業実施計画等に照らして適正と認められることを確認の上、交付申請書を作成して中央果実協会に提出するものとする。
- (4) 本会は、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、生産出荷団体を経由し、又は直接、補助金の交付を受けようとする支援対象者に通知するものとする。
- (5) 第1号から前号までの規定は、交付申請を変更する場合に準用する。

(補助金交付決定と事業の実施)

第48条 本事業を実施する支援対象者は、原則として、前条第4号の補助金交付決定に基づき、事業を実施するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない事情による場合は、あらかじめ、本会へその理由を明記した交付決定前着工届を提出して、交付決定前に着工ができるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、本事業を実施する支援対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(整備事業の施行)

第49条 支援対象者は整備事業を実施するときは、当該事業の内容を明確にした上で、原則として3者以上の入札、又は見積もりを行い、施行業者選定の経緯を明確にして行うものとする。なお、直営施行は可能とする。

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第50条 整備事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業支援対象者は、事業を完了したときは、果樹経営支援対策整備事業実績報告書(以下「整備事業報告書」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業報告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、果樹経営支援対策事業実績報告兼支払請求書(以下「実績報告兼支払請求書」という。)に添付して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第53条に定めるところにより、参考様式8-1号及び参考様式8-2号により事後確認するものとする。
- (4) 産地協議会は、事後確認後、実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表とともに本会に提出するものとする。
- (5) 本会は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表を作成し、実績報告兼支払請求書に添付して速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (6) 本会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、生産出荷団体を経由して、又は直接、整備事業支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、生産出荷団体を経由して、又は直接、速やかに整備事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (7) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合(農地中間管理機構を含む。)は、産地協議会に実績報告兼支払請求書を提出するものとし、第3号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。
- (8) 本会は、第5号で作成した都道府県総括表により整備事業の実績報告を知事に行うものとする。

(推進事業の実績報告及び補助金の交付)

第51条 推進事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業支援対象者は、事業を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された実績報告兼支払請求書が適切であると認められ

るときは、本会に提出するものとする。

- (3) 本会は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。
- (4) 本会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、推進事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (5) 第1号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域などの場合においては、産地協議会を経由しないで本会に提出することができるものとする。
- (6) 本会は、推進事業の実績報告を知事に行うものとする。

(産地協議会による事前確認)

第52条 第43条第3号の産地協議会による事前確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第34条の規定に留意するものとする。
- (2) 第40条の対象果樹園の要件及び第41条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
- (3) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(産地協議会による事後確認)

第53条 第50条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額（要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあっては、改植又は廃園が実施された面積、定率（要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあっては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3) 第41条第2号のウにより、整備事業の実施後又は整備事業の実施に併せて果樹園を担い手に集積する場合においては、集積予定年月に集積がなされていること。
- (4) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第54条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあっては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第103条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあっては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第36条第1号により実施された内容、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持

されていることを確認し、本会に報告するものとする。

(廃園実施後の確認)

第55条 廃園を実施した産地の産地協議会は、廃園の実施年度の翌々年度に、第41条第7号の要件を満たすことについて確認を行い、参考様式8-1号及び参考様式8-2号により本会に報告するものとする。

(確認を行う産地協議会)

第56条 第52条から前条の確認は、当該果樹園に係る整備事業支援対象者の所属する産地協議会（整備事業支援対象者が農地中間管理機構である場合にあっては、原則として、整備事業実施計画に掲げる果樹園の所在地を管轄する産地協議会）が行うものとする。ただし、出作地（整備事業実施者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に所在する対象果樹園）等、当該果樹園が遠隔地に所在し、当該産地協議会による確認が困難な場合においては、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会（産地協議会が設立されていない産地にあっては、市町村又は生産出荷団体。以下次項において同じ。）に、当該整備事業支援対象者の整備事業実施計画の写しを添付して確認を依頼することができるものとする。

2 前項ただし書きにより、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会が確認を行う場合は、確認を実施した結果について整備事業支援対象者の住所地を管轄する産地協議会に回答するものとし、確認の内容等については、第52条から前条に準じるものとする。

(補助金交付果樹園)

第57条 補助金の交付を受けることができる果樹園は、第53条により事業が適正に実施されたことについて確認を受けた対象果樹園とする。

(補助金の額)

第58条 要領第2の1の(1)のイの表の定額により補助する取組における支援対象者の補助金の額は、原則として、第53条第2号により確認された果樹園の面積（m²単位とし、m²未満は切り捨てる。）ごとに、中央果実協会が実施細則に定めた助成単価を乗じて得た額を合計した額とする。

(補助金交付事務の委任)

第59条 支援対象者は、第47条、第50条及び第51条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(推進事務費)

第60条 推進事務費（要領第2の1の(1)のウの推進事務費をいう。以下同じ。）の用途

の基準等については、中央果実協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者は本会及び産地協議会とする。

2 推進事務費に係る補助金の交付等に係る手続きは、次によるものとする。

(1) 本会の推進事務費

ア 本会は、推進事務費に係る実施計画（以下、「推進計画」という。）を中央果実協会に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 本会は、中央果実協会から承認の通知を受けたときは、推進事務費に係る補助金交付申請書（以下、「推進事務費交付申請書」という。）を中央果実協会に提出するものとする。

ウ 本会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、中央果実協会に提出するものとする。

(2) 産地協議会の推進事務費

ア 推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする産地協議会は、推進計画を本会に提出するものとする。

イ 本会は、前号により産地協議会から提出された推進計画が適切と認められるときは、中央果実協会と協議した上で推進計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会に通知するものとする。

ウ 産地協議会は、前号の通知を受けたときは、推進事務費交付申請書を本会に提出するものとする。

エ 本会は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容が推進計画に照らして適正と認められることを確認の上、業務区域内における産地協議会の推進事務費交付申請書をとりまとめて、中央果実協会に提出するものとする。

オ 本会は、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、産地協議会に通知するものとする。

カ 産地協議会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

キ 本会は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、業務区域内における産地協議会の実績報告兼支払請求書をとりまとめて、速やかに中央果実協会に提出するものとする。

ク 本会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会に補助金を交付するものとする。

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第61条 本会は、第43条第1号及び第44条第1号の事業計画ごとに、産地計画の実現に資するよう中央果実協会が定める産地の構造改革の状況等に係る指標に応じて付与すべきポイント（以下「産地構造改革ポイント」という。）等について審査するものとする

。

2 産地協議会は、実施細則に定める様式により、第1項に掲げる指標に係るデータを作成し、第43条第4号において、本会に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、本会は、同条第5号の本会から知事及び中央果実協会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

3 中央果実協会から、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構が行う取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的な配分があった場合には、このことを踏まえて配分するものとする。

(果樹収穫共済への加入等による果樹経営の安定化)

第62条 本事業の実施に当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹収穫共済への加入等により果樹経営の安定化に努めるものとする。

(整備事業実施果樹園の継続的・安定的利用)

第63条 整備事業に係る生産出荷団体は、将来にわたって継続的・安定的に産地内の生産基盤の維持を図る観点から、この事業を実施した果樹園に係る台帳を整備し、当該果樹園の産地内での利活用を図るよう努めるものとする。

(関係様式)

第64条 本事業の手続きに係る様式、その他必要な様式は、別記様式に定めるものとする。

第3節 果樹未収益期間支援事業

(事業の内容等)

第65条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地の育成を強化するため、支援対象者(要領第2の2の(1)のアの支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は要領第2の2の(1)のアの(エ)の取組により改植(補植改植を除く)、特認植栽又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(支援の対象となる取組)

第66条 要領第2の2の(1)のアの(ア)の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として本会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等（実施細則で定める果樹への改植に限る。）であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上あること。

（支援対象者の承認等）

第67条 本事業の支援を受けようとする者は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合を除き、第43条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第43条の手続きと取りまとめて行うものとする。

（補助金の交付の申請）

第68条 要綱第3の2の(6)の補助金交付の申請の手続きは、第47条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第67条に準じて行うものとする。

（支援対象者の確定報告及び補助金の交付）

第69条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第50条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第67条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

（補助金の額等）

第70条 支援対象者ごとの補助金の額は、第66条の改植等の園地ごとの面積に、中央果実協会が実施細則に定める助成単価及び要領第2の2の(1)のイの支援対象期間の4年間（要領第2の2の(1)のイの場合にあっては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）を減じた年数。）を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括して交付するものとする。

（補助金交付事務の委任）

第71条 支援対象者は、第68条及び第69条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(関係様式)

第72条 本事業の手続きに係る様式は、実施細則に定めるものとする。

第4節 緊急需給調整特別対策事業

(事業の内容)

第73条 緊急需給調整特別対策事業は、要綱第2の3の計画的生産出荷への取組を的確に実施した上で、一時的な出荷の集中により、なお価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、生食用果実を加工原料用に仕向ける指定果実出荷事業者に対して補給金を交付する事業とする。

(対象果実)

第74条 この事業の対象となる果実は、一旦生食用として選果場に出荷され選別された指定果実であって、価格の低下の主因となるおそれのある特定の規格の果実として全果協が定めたものとする。

(対象指定果実出荷事業者)

第75条 この事業の対象となる指定果実出荷事業者は、要綱第2の2の(3)により、都道府県果協から都道府県生産出荷目標の通知を受けている指定果実出荷事業者とする。

(緊急需給調整事業実施方針)

第76条 本会は、全果協から中央果実協会に全国緊急需給調整事業実施方針（以下「全国事業実施方針」という。）の通知があった場合は、中央果実協会からその旨の通知を受けるものとする。

2 本会及び指定果実出荷事業者は、都道府県果協が作成した都道府県緊急需給調整事業実施方針の通知を受けるものとする。

(緊急需給調整事業実施計画)

第77条 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知を受けた場合には、当該年における指定果実出荷事業者別の事業の実施に係る次に掲げる事項を定めた、緊急需給調整資金の造成の根拠となる産地緊急需給調整事業実施計画（以下「産地事業実施計画」という。）を作成し、本会の承認を受けるものとする。

- (1) 対象とする品目に関する事項
 - (2) 指定果実出荷事業者に関する事項
 - (3) 推進体制に関する事項
 - (4) 取組の実績の確認及び報告に関する事項
 - (5) 対象となる果実の加工に係る選果場及び加工工場の選定に関する事項
 - (6) 対象とする果実の数量に関する事項
 - (7) 緊急需給調整資金の拠出に関する事項
 - (8) その他この事業の実施に関し必要な事項
- 2 本会は、前項の産地事業実施計画を承認しようとする場合は、次に掲げる事項を定めた緊急需給調整資金の造成の根拠となる都道府県緊急需給調整事業実施計画（以下「都道府県事業実施計画」という。）として取りまとめ、知事と調整の上、あらかじめ中央果実協会と協議を行い承認を受けるものとする。

- (1) 対象とする品目に関する事項
- (2) 指定果実出荷事業者に関する事項
- (3) 推進体制に関する事項
- (4) 取組の実績の確認及び報告に関する事項
- (5) 対象となる果実の加工に係る選果場及び加工工場の選定に関する事項
- (6) 対象とする果実の数量に関する事項
- (7) 緊急需給調整資金の拠出に関する事項
- (8) その他この事業の実施に関し必要な事項

3 第1項及び前項の規定は、産地事業実施計画の変更について準用する。

(事業の発動)

第78条 本会は、全果協から中央果実協会に事業の発動の通知があった場合は、中央果実協会からその旨の通知を受けるものとする。

2 本会及び指定果実出荷事業者は、都道府県果協から事業の発動の通知を受けるものとする。

(緊急需給調整の実行)

第79条 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知により事業を実行する場合は、第77条第1号の産地事業実施計画において選定した選果場と加工工場との間で数量についての取り決め（以下「数量契約」という。）を行うものとする。

(緊急需給調整資金の造成)

第80条 本会は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者から負担金を納付させ、都道府県等からの助成金とあわせてあらかじめ緊急需給調整資金を造成するものとする。

- 2 前項の緊急需給調整資金の額は、別表4により算出された額とする。
- 3 本会は、この事業の業務対象年間の終了をもって、又は、対象期間の期中において、本資金を解消し、負担金の納付者及び補助金の交付者への返納等資金の整理を行うことができる。

(指定果実出荷事業者に対する補給金の交付)

- 第81条 本会は、指定果実出荷事業者からの申請により補給金を交付するものとする。
- 2 本会は、前項の補給金を交付するのに要する経費の一部について、中央果実協会及び愛知県に補助金の交付申請を行うものとする。
 - 3 第1項の補給金の額は、別表4のとおりとする。

(補給金の交付申請)

- 第82条 指定果実出荷事業者は、事業終了後、第87条により産地調整実績報告（別記様式4-3）が承認されたときは、本会に補給金交付申請書を提出するものとする。
- 2 指定果実出荷事業者は、既に提出した補給金交付申請書に変更がある場合は、補給金変更交付申請書を作成し本会に提出するものとする。

(補給金の交付決定及び通知)

- 第83条 本会は、前条第1項により指定果実出荷事業者から補給金の交付申請があった場合には、内容を審査した上、補給金の交付を決定するものとし、補給金を決定したときは補給金交付決定通知書をもって指定果実出荷事業者に通知するものとする。
- 2 本会は、前条第2項により補給金の変更交付申請書の提出があった場合には、前項に準じて変更交付の決定及び通知を行うものとする。
 - 3 本会は、補助金の申請を行う場合は、都道府県調整実績報告を作成の上、負担金等による資金の造成額を証する書類を添付するものとする。

(補助金の額)

- 第84条 本会が中央果実協会に対して交付申請を行う補助金の額は、この事業で実施した緊急需給調整加工仕向量実績(kg)に、中央果実協会が実施細則で定める単価(円/kg)を乗じた金額の2分の1以内とする。
- 2 本会が愛知県補助金等交付要綱により愛知県に対して交付申請を行う補助金の額は、前項の金額の2分の1以内とする。

(負担金の納付)

- 第85条 本会は、理事会の議決を得て、負担金の単価を定め、指定果実出荷事業者に通

知する。

- 2 前項の負担金の納付期限は、会長が定める日とする。
- 3 会長は、前年度の終了時点において指定果実出荷事業者の負担金により造成した資金に剩余金がある場合には、負担金を減額することができる。
- 4 本会は、指定果実出荷事業者が納入期限までに負担金を納付しない場合には、当該納付期限の日から、その納付を完了した日の前日までの日数により、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。
ただし、その金額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。
- 5 指定果実出荷事業者は、この協会に納付すべき負担金につき、相殺をもって、本会に対抗することができない。

(補助金の対象経費)

第86条 補助金の対象経費については、別表4で定める。

(実績の報告)

- 第87条 指定果実出荷事業者は、事業終了後、次に掲げる事項を定めた産地調整実績報告を作成し、本会に提出するものとする。
- (1) 対象とする品目に関する事項
 - (2) 指定果実出荷事業者に関する事項
 - (3) 緊急需給調整加工仕向量の実績に関する事項
 - (4) その他この事業の実施に関し必要な事項
- 2 本会は、前項により提出された産地調整実績報告が適切であると認められるときは、これを都道府県調整実績報告として取りまとめ、知事に報告の上、中央果実協会に提出するものとする。
 - 3 本会は、前項により提出した都道府県調整実績報告が承認された場合は、指定果実出荷事業者に産地調整実績報告の承認を通知するものとする。

(事業要件)

- 第88条 本事業による支援を受けるためには、以下に掲げるすべての要件を満たさなければならない。
- (1) 総出荷量が要綱第2の2の(4)の適正出荷量の範囲内であること
 - (2) 生食用出荷量が要綱第2の2の(4)の生食用の適正出荷量の範囲内であること。
 - (3) 指定果実出荷事業者が要綱第2の3の(1)のアの規定に基づき生産出荷計画を作成し、本会の承認を受けていること。
 - (4) 要領第1の1の(6)のウの(イ)の特定時期の出荷量が特別出荷調整目標数量の範囲内

であること。

- (5) 指定果実出荷事業者が要領第1の1の(6)のウの(イ)の特別摘果に取り組むべき面積を定めた場合、これを実施していること。

第5節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第89条 果汁特別調整保管等対策事業は、指定果実について要綱第2の4の(2)のイにより指針が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

- 2 前項の調整保管に係る事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行することが可能であると生産局長が認めた果実加工業者とし、中央果実協会は要綱第2の6の(2)のイの(イ)のcにより果汁特別調整保管等対策事業実施計画を生産局長に協議する際に、併せて、事業の実施者として適當か否かについて生産局長に協議するものとする。
- 3 第1項の果実の産地廃棄に係る事業の実施者は、指定果実出荷事業者とする。ただし、当該事業者に出荷している指定果実生産者が計画的生産を的確に実施している場合に限る。

第6節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(事業の内容等)

第90条 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業は、指定果実その他果実について台風、降雹等自然災害により被害を受けた果実が大量発生した場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う事業とする。

- 2 前項の事業の実施者は、当該果実を生産又は加工する生産出荷団体、果実加工業者及びその他生産局長が適當と認めた団体とする。

(補助金の交付及び額等)

第91条 事業実施者は、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画（以下、「自然災害利用促進等計画」という。）を本会に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が本県の区域を超えてこの事業を行う場合は、中央果実協会に提出し、承認を受けるものとする。

- 2 本会は、前項により提出された計画が適當と認められ承認しようとする場合には、知

事と調整の上、あらかじめ中央果実協会と協議するものとする。

- 3 第1項の計画を変更する場合には第1項及び第2項に準じて行うものとする。
- 4 本会に自然災害利用促進等計画を提出して補助金の交付を受けようとする事業実施者は、本会に補助金の交付を申請するものとする。
- 5 本会は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、中央果実協会に対し補助金の交付を申請するものとする。
- 6 本会は、中央果実協会から補助金の交付があった場合には、速やかに事業実施者に補助金を交付するものとする。
- 7 事業実施者は、この事業の実績について本会に報告するものとする。

本会は、事業実施者からの報告を取りまとめ、中央果実協会に報告するものとする。

第7節 果実加工需要対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

- 第92条 国産果実競争力強化事業は、国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する事業とする。
- 2 前項の事業の実施者は、本会及び生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他生産局長が適当と認めた者とする。

(補助金の交付及び額等)

- 第93条 本会は、要綱第4の1の(3)のエの(ア)及び(イ)の補助金の交付の申請と第26条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 前項の補助金の補助率は、要領第3の2の(2)のイ及び中央果実協会が実施細則で定めるとおりとする。
 - 3 本会は、要綱第4の1の(3)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第2款 加工原料安定供給連携体制構築事業

(事業の内容等)

第94条 加工原料安定供給連携体制構築事業は、加工用果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工用果実の選別及び出荷体制の構築並びに作柄安定技術の導入に要する経費を交付する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会とする。

(補助金の交付及び額等)

第95条 本会は、要綱第4の1の(4)のエの(ア)の補助金の交付の申請と第26条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の1の(3)のウの(ア)の表の補助率の欄の指定法人が生産局長と協議して定めるについては、中央果実協会が実施細則に定めるものとする。
3 本会は、要綱第4の1の(4)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払い請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第8節 果実輸出支援強化事業

(事業の内容等)

第96条 果実輸出支援強化事業は、以下に掲げる事業とする。

(1) 果実効率化支援事業

国産果実を船便により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーフアーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

国産果実を船便により低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するため、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等による長時間輸送時の品質劣化防止技術等の開発に係る検討及び実証を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とするものとする。

(補助金の交付及び額等)

第97条 本会は、要綱第4の2の(5)のアの補助金の交付の申請と第26条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の2のイの(ア)の表の補助率の欄に定める補助率とする。

3 本会は、要綱第4の2の(5)のアにより、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第5章 その他

(都道府県推進事務費)

第98条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第3号(ただし、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央果実協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

(業務の委託)

第99条 本会は、第59条のほか、必要があると認めるときは理事会の承認を受けて、適當と認められる団体に対しこの業務方法書による本会の業務の一部を委託することができる。

(報告の徴取及び閲覧)

第100条 本会は、必要があると認めるときは、事業に関連する必要な範囲において、補給金の交付者、支援対象者、生産者補給金の交付者、契約会員及び事業実施者（以下「事業関係者」という。）に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、また、会員の事務所その他事業場等に立入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

2 本会及び事業関係者は、この対策に係る帳簿を備え、かつ、証拠書類を補助金等の交付が完了した日の翌年度から起算して5年間整備保管する。

ただし、第53条第2号及び第3号に定める事後確認に關係する必要な書類及びこのほか必要な書類の保管期間を延長するものとする。

(中央果実協会への届出)

第101条 本会は、業務方法書の制定又は変更を行った場合には、速やかに当該業務方法書の写しを中央果実協会に届出るものとする。

2 本会は、定款（定款の変更も含む。）を作成した場合には、速やかに当該定款の写し

を中央果実協会に提出するものとする。

(事業の終了)

第102条 本会は、国の事業が終了した場合又は中央果実協会の事業が終了した場合は、業務を終了するものとし、終了時点で交付準備金に剩余がある場合は返還し、不足する場合は徴収する。

(財産処分等の手続)

第103条 事業実施者（果樹経営支援対策事業にあっては支援対象者。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。）について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け2005年3月8日農林水産省官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央果実協会の承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、高接、特認植栽、新植又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、高接、特認植栽若しくは新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く）への植栽、又は当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第69条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

3 事業実施者は、傾斜の緩和又は土壤土層改良を行ったことに対して補助金が交付された果樹園について、交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、移転、当該果樹園での栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

4 事業実施者は、第1項に定めた財産が処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、実施細則に定める様式により、本会に報告するものとする。

本会は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なくその内容を中央果実協会に報告するものとする。

5 事業実施者は、第1項に定めた財産について、移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該財産の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

6 第1項から第5項までのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、実施細則に定める様式により、事前に本会の承認を得た上で、補助金返還を行うものとする。

(仕入れに係る消費税等の扱い)

第104条 事業実施者は、本会へ交付申請書を提出するに当たって、各支援対象者等の当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額）があり、かつ、それが明らかな場合には、別に定めるところにより、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない各支援対象者等に係る部分については、この限りではない。

2 事業実施者は、本会へ実績報告を行う場合にあっては、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかになった場合には、別に定めるところにより、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 事業実施者は、本会へ実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別に定めるところにより、その金額（2により減額した場合にあっては、その金額を上回る部分の金額）を本会に報告とともに、これを返還しなければならない。

(実施細則)

第105条 本会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について実施細則に定めることができる。

2 前項の実施細則は会長が定めるものとする。

3 本会は、第1項の実施細則を定め、又はこれを変更したときは、中央果実協会に届け出るものとする。

(準用)

第106条 本会は、この業務方法書に定めるもののほか、中央果実協会の業務方法書に準じることができる。

附則 1 (平成 19 年 7 月 6 日付け知事承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 19 年 4 月 5 日から適用する。
- 2 従前の業務方法書に基づく計画生産出荷促進事業の平成 18 年産果実に係る業務の実施については、なお従前の例による。
- 3 従前の業務方法書に基づく経営安定対策事業の平成 17 年産及び平成 18 年産果実に係る業務の実施については、なお従前の例による。
- 4 従前の業務方法書に基づく果樹特別対策事業のうちかんきつ園地転換特別対策事業に係る業務の実施については、なお従前の例による。

附則 2 (平成 20 年 7 月 16 日付け知事承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 20 年 4 月 4 日から適用する。

附則 3 (平成 21 年 4 月 3 日付け知事承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則 4 (平成 21 年 7 月 17 日付け知事承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則 5 (平成 22 年 7 月 12 日付け知事承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 変更前の業務方法書に基づく交付準備金の運用益の取扱いについては、なお従前の例による。

附則 6 (平成 23 年 7 月 13 日付け知事承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則 7 (平成 24 年 7 月 25 日付け知事承認に係るもの)

- 1 この業務方法書は、知事の承認のあった日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則 8

- 1 この業務方法書は、理事会の決議のあった日（平成 25 年 5 月 27 日）から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則 9

- 1 この業務方法書は、理事会の承認のあった日（平成 26 年 5 月 27 日）から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年度の果樹経営支援対策事業の整備事業計画に係る変更交付申請手続きは、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い増額になる補助金については、業務方法書第 47 条第 5 号の規定にかかわらず、実施報告兼補助金支払い請求書の提出と同時に行うことができる。
- 3 要領第 9 の 1 の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成 26 年度の事業計画承認以前に着手したものについては、平成 26 年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

附則 10

- 1 この業務方法書の変更は、理事会の承認のあった日（平成27年5月26日）から施行し、平成27年4月9日から適用する。
- 2 平成27年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ、平成27年度中に、第11次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。
- 3 要領第9の1の（2）の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第2の（1）のイの表（2）のエに定める新技術の実証で、平成27年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成27年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。
- 4 変更前の業務方法書に基づき平成26年度以前に計画承認された果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果実加工需要対応産地育成事業のうち品質向上型及び産地安定出荷型については、事業の継続ができるものとする。
- 5 変更前の業務方法書に基づき平成26年度以前に計画承認された果実加工需要対応産地育成事業のうち加工原料用果実価格安定型については、その事業が完了するまでの間、事業の継続ができるものとする。なお、事業の実施及び交付準備金の造成及び管理については、従前の例によることとする。

附則 11

- 1 この業務方法書は、理事会の承認のあった日（平成28年5月26日）から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第2の1の（1）のイの表（2）のエに定める新技術の実証・普及で、平成28年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成28年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。